

02—02 P U D T

審決分類及び判決分類

1. 審決分類及び判決分類

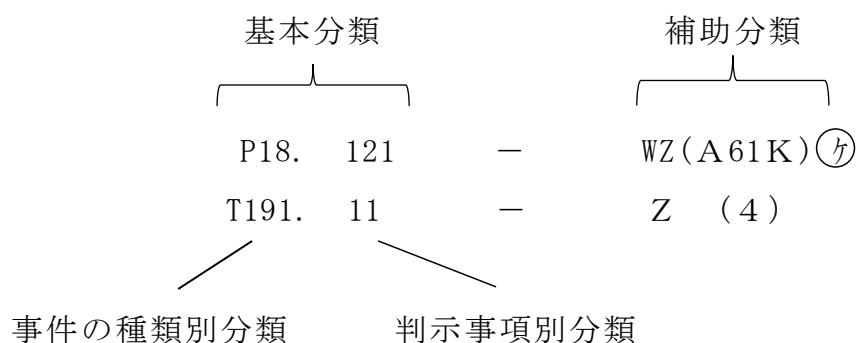
(1) 審決分類及び判決分類は、審決・判決などを事件の種類及び審決・判決などで主として論じられている事項（以下、「判示事項」という。）の内容並びに審決・判決などの結論及び技術、物品、商品の分類（区分）などの別によって分類するための標識である。

(2) 審決分類及び判決分類は、原則として、4～8桁からなる「基本分類」と基本分類のあとにハイフンをつけて接続する3種類の「補助分類」とをもって構成する。

なお、分類標数を読みやすくするために「事件の種類」と「判示事項」との間には、点を入れる。

「事件の種類」は、3～5桁の文字及び数字からなり、「判示事項」は1～3桁の数字からなっている。

〔例1〕



2. 審決分類及び判決分類の構成

審決分類及び判決分類は、大別して、「基本分類」と「補助分類」によって構成され、「基本分類」は、更に「事件の種類別分類」と「判示事項別分類」とに細分類されている。

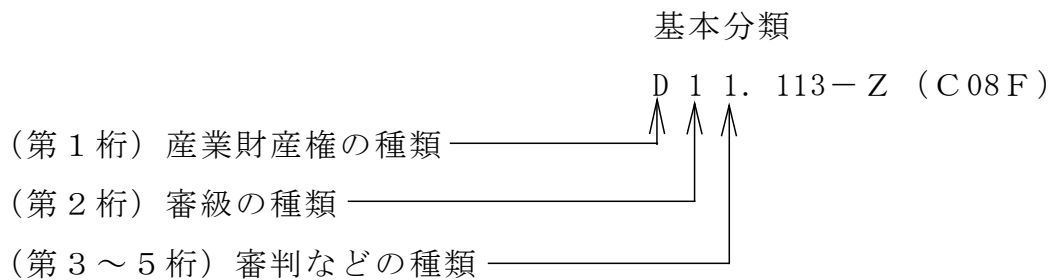
(1) 基本分類

基本分類は、十進法に基づいて作成され、4～8桁からなる文字及び数字から構成され、これを更に、事件の種類別分類（3～5桁）と判示事項別分類（1～3桁）に細分類されている（→〔例1〕）。

a 事件の種類別分類

「事件の種類別分類」は、産業財産権などの種類、審級の種類及び審判などの種類を文字及び数字をもって表示する。

〔例2〕



(a) 第1桁（産業財産権などの種類）

第1桁は、事件の争いの対象となった産業財産権などの種類（特・実・意・商などの別）を示しその記号は、P、U、D、T、のいずれかを用いる。その他については、02—02（裁）の1を参照。

(b) 第2桁（審級の種類）

第2桁は、審級の種類（審判、判定、出訴などの別）を示す。

なお、特許異議の申立て（平成8年1月以降及び平成27年4月以降のもの）及び判定請求は第2桁を1とする。例えば、特許異議の申立てにおける全請求項に対する異議の申立てはP1651、特許の判定請求はP12である。

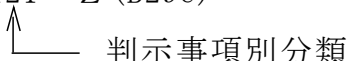
(c) 第3～5桁（審判などの種類）

第3～5桁は、審判などの種類（無効、特許異議の申立て、判定、取消し、査定不服などの別）を示す。

b 判示事項別分類

「判示事項別分類」は、aの「事件の種類別分類」の後に点を入れ、続いて表示する1～3桁からなる部分であって、審決・判決などで主として論じられている事項（進歩性、明細書不備、類似意匠、外観類似などの別）の内容を示すものであって、1～3桁の数字からなる。

〔例3〕

P1122.121-Z (B29C)


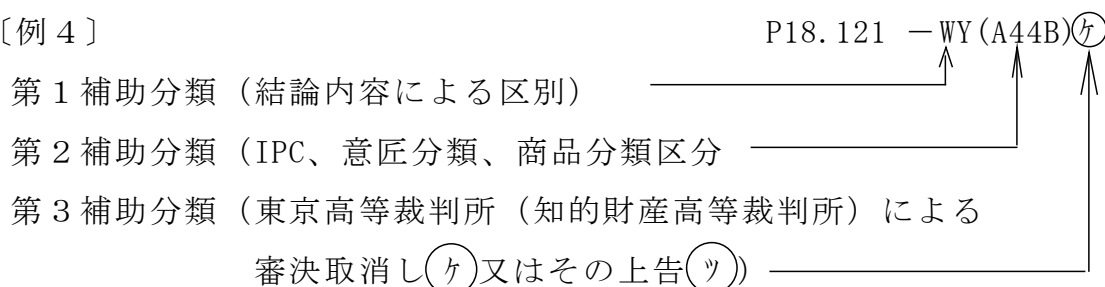
(2) 補助分類

補助分類は、第1、第2、及び第3の分類に分かれる。

〔例4〕

P18.121-WY(A44B)ケ

第1補助分類（結論内容による区別）
 第2補助分類（IPC、意匠分類、商品分類区分
 第3補助分類（東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）による
 審決取消しケ又はその上告ツ）



a 第1補助分類

第1補助分類は、ローマ字（大文字）で記載し、決定・審決・判決などの結論内容による区別（却下、取り消して登録、無効などの別）を示す。

b 第2補助分類

第2補助分類は、括弧内に記載し、特許、実用新案については、国際特許分類（IPC）のサブクラスまでを、意匠については、意匠分類（はじめの4桁）を、商標については、商品分類又は区分を記載する。

c 第3補助分類

第3補助分類はケ又はツの記号で表示する。

ケは東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）において、取り消された事件の審決を示し、ツは東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）において、審決が取り消された事件のうち上告されたものの審決を示す。

(2) 審決分類及び判決分類の標数は、分類表（特・実関係 02—02（P・U）、意匠関係 02—02（D）、商標関係 02—02（T）、判決関係 02—02（裁））の各表を

次の表に示すように組み合わせて構成する。

基本分類				補助分類		
事件の種類 (3～5 桁)			判示事項 (1～3 桁)	第 1	第 2	第 3
産業 財産権 の種類	審級の 種類	審判・ 裁判の 種類		結論	IPC 意匠分類 商品区分	審決取消 裁判所 ㊦, ㊧
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
P	1	8	・ 121	－ Z	(B65H)	㊧
U	1	112	・ 13	－ Y	(A47J)	
D	1	2	・ 1	－ Z A	(J2－1)	
T	1	92	・ 11	－ Z	(4)	
P	3	8	・ 121	－ Z Z	(G11B)	
P	1	651	・ 121	－ Z C	(F02D)	

(改訂 H27. 2)

02—02.1 P 特許における審決の分類表

〔平成7年7月1日以降の出願〕
 (ただし、特許異議申立関係の分類は
 平成27年4月1日より使用)

1. 事件の種類別（特許・審級の種類・審判などの種類）分類表 (H7.7.1～) P . — () ○

第1桁		第2桁		第3～5桁	
P	特 許	1	審 判 (特許異議の申立 て、判定を含む)	1 1 2	(無 効)
				1 1 3	全 部 無 効
				1 2 2	全部無効 (平成16年からの請求)
				1 2 3	一 部 無 効
					一部無効 (平成16年からの請求)
				2	
				3	
				4	(延 長 登 録 無 効)
					延長登録無効 (全部)
		5	再 審	1 5	延長登録無効 (一部)
				1 6	延長登録無効 (一部)
		6		判 定	
		7			
		8	そ の 他	2	(訂 正)
				3	訂 正
				4 1	
				4 2	
				4 3	
		4 9			
5 1		5 1	(除 斥・忌 避)		
		5 2	除 斥		
5 2		忌 避			
6		(特許異議の申立て)			
6 5 1		全部申立て			
6 5 2		一部申立て			
7					
8		査 定 不 服			
		(中間決定)			
9 1		参加許否の決定			
9 2					
9 3		補正却下の決定			
9 4		証拠保全の決定			
9 5		受継許否の決定			
9 9		そ の 他			

- (注) a. 複数の特許異議の申立ての場合、併合された状態で、全ての請求項
 に対して特許異議の申立てがあるかを判断する必要がある。
 b. 複数の特許異議の申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後である
 異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求
 項の全てに対する申立てとなるか、一部に対する異議の申立てとなるかを
 判断し、これに対応する分類を表示する。

2. 判示事項別分類表

(1) 査定不服、無効、訂正(注)、特許異議の申立てについての決定、判定
(H7.7.1～) P . — () ○

分類	判示事項	
0	審理一般(別表)	
1	特29条 (新規)	特許要件
1 1 1	1項1号	公知
1 1 2	1項2号	公然実施
1 1 3	1項3号	刊行物記載
1 2		_____
1 2 1	2項	進歩性
1 3		_____
1 4		産業上利用性
1 5		発明者・出願人
1 5 1	特38条	共同出願
1 5 2	特49条7号	非発明者・無承継の出願
		特許を受ける権利を有しない者の出願(平成24年4月1日以降出願)
	特123条1項6号	非発明者・無承継の特許
		特許を受ける権利を有しない者の特許(平成24年4月1日以降出願)
1 6	特29条の2	
1 6 1		発明同一
1 6 2		発明者同一
1 6 3		出願人同一
	(特32条特許を受けられない発明)	
2 1		_____
2 2		_____
2 3		_____
2 4	特32条	公序、良俗、衛生
2 5		_____
2 6		
3		
3 1		
3 2		
3 3		
4	特39条	先願
5		その他
5 1	特25条 特49条3号	外国人の権利の享有 条約違反の出願
	特113条3号	条約違反の特許
	特123条1項3号	条約違反の特許
	特123条1項7号	特許後の条約違反
5 2		_____
	(明細書記載不備)	
5 3 6	特36条4項	発明の詳細な説明の記載不備
5 3 7	6項1、2号及び3号	請求の範囲の記載不備
5 3 8	6項4号	請求の範囲の記載形式不備
5 4	特49条1項5号 1項6号	原文新規事項(平成14年8月31日まで) " (平成14年9月1日から)
	特113条5号	(平成8年1月1日以降)
	特123条1項5号	

分類	判示事項	
5 5	特 1 7 条の 2、3 項 特 1 7 条の 3、2 項 特 6 4 条 2 項 特 1 1 3 条 1 号 特 1 5 9 条 2 項 特 1 6 3 条 2 項 特 1 7 4 条 2 項 特 1 7 4 条 1 項	新規事項追加の補正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで) (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで) (平成 8 年 1 月 1 日以降) (平成 1 5 年 1 2 月 3 1 日までに再審請求) (平成 1 6 年 1 月 1 日以降の再審請求)
5 6	特 5 3 条 1 項	補正の却下 公告後の補正の却下 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで) (1 5 9 条 1 項、1 6 3 条 1 項、1 7 4 条 1 項で準用)
5 6 1	特 1 7 条の 2、3 項	新規事項追加による補正却下
5 6 2	〃	翻訳文新規事項追加による補正却下
5 7	特 1 7 条の 2、4 項 (5 項)	補正目的
5 7 1	4 項 1 号 (5 項 1 号)	請求項の削除 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 2	4 項 2 号 (5 項 2 号)	請求項の限定的減縮 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 3	4 項 3 号 (5 項 3 号)	特許請求の範囲における誤記の訂正 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 4	4 項 4 号 (5 項 4 号)	特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 5	5 項 (6 項)	独立特許要件 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 8	特 5 4 条 1 項 (1 5 9 条 1 項、1 6 3 条 1 項、1 7 4 条 1 項で準用)	公告後の補正の却下 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 8 1	特 6 4 条 (1 7 条の 3) 2 項	新規事項追加の補正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 8 2	特 6 4 条 (1 7 条の 3) 2 項	原文新規事項追加の補正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 1	3 項 1 号	特許請求の範囲の減縮 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 2	2 号	誤記の訂正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 3	3 号	明りょうでない記載の釈明 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 4	4 項	特許請求の範囲の実質的拡張 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 5		特許請求の範囲の実質的変更 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
6		_____
6 1		_____
6 2		_____
6 3		_____
6 4	特 3 7 条	発明の単一性 (平成 1 5 年 1 2 月 3 1 日まで)
6 4 1	1 号	議題同一
6 4 2	2 号	主要部同一
6 4 3	3 号	物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
6 4 4	4 号	方法の発明の実施に使用するもの。
6 4 5	5 号	その他政令で定めるもの。
6 5	特 3 7 条	発明の単一性 (平成 1 6 年 1 月 1 日から)
7	延長登録	
7 1	特 6 7 条の 3、1 項 1 号 特 1 2 5 条の 2、1 項 1 号	処分の必要性

(訂正、訂正請求) (H7.7.1～)

分類	判示事項
	(訂正、訂正請求)
8 3	
8 3 1	特 1 2 3 条 1 項 8 号 訂正、訂正請求の適否
8 3 2	特 1 2 6 条 1 項 訂正
	特 1 3 4 条 2 項 訂正請求
	特 1 2 0 条の 4、2 項 // (平成 8 年 1 月 1 日以降)
	特 1 3 4 条の 2、1 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
8 4 1	特 1 2 6 条 2 項 新規事項追加の訂正
	3 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	5 項 // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 5 項) //
	(特 1 3 4 条の 2、5 項) // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 2、9 項) // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 2 0 条の 4、3 項) // (平成 8 年 1 月 1 日以降)
8 4 2	原文新規事項追加の訂正
8 5	特 1 2 6 条 1 項 (特 1 3 4 条 2 項、特 1 2 0 条の 4、2 項) (特 1 3 4 条の 2、1 項 (平成 16 年 1 月 1 日以降請求))
8 5 1	ただし書 1 号 特許請求の範囲の減縮
8 5 2	ただし書 2 号 誤記又は誤訳の訂正
8 5 3	ただし書 3 号 明瞭でない記載の釈明
8 5 7	ただし書 4 号 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする こと (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
8 5 4	3 項 特許請求の範囲の実質的拡張
	4 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	6 項 // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条 5 項) //
	(特 1 3 4 条の 2、5 項) // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 2、9 項) // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
8 5 5	特許請求の範囲の実質的変更
8 5 6	4 項 独立特許要件
	5 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	7 項 // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条 5 項) //
	(特 1 3 4 条の 2、5 項) // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 2、9 項) // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)

(注) 特 §17 の 2 ⑤ 及び特 §126④ (平成 16 年 1 月 1 日以降は §126⑤、平成 24 年 4 月 1 日以降は §126⑦) (§134⑤ (平成 16 年 1 月 1 日以降は §134 の 2 ⑤、平成 24 年 4 月 1 日以降は §134 の 2⑨) で準用する場合を含む) の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、575 又は 856 と共にこの分類表における分類 1～645 の該当分類を使用する。

(2) 判 定 (H7.7.1～)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	同 一
2	利 用
9	そ の 他

(3) 別表（審理一般の細分類）（H7.7.1～）

分類	判 示 事 項
0	審理一般
0 1	請求書の表示、請求
0 2	利害関係、当事者適格、請求の利益
0 3	出願日、優先日、請求日
0 4	対象物
0 5	審理方式、審理手続
0 6	証拠
0 7	一事不再理
0 8	要旨認定
0 8 1	権利のもの
0 8 2	権利でないもの
0 9	その他
0 9 1	参加
0 9 2	異議

審理一般の分類定義又は例示→02—03のIV

3. 「結論」（審判の種類別）分類表
 （特許）（H7.7.1～）

— () ○

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
W			取り消して差戻し			
W A			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、 審査に差し戻す			
W B			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、 審査に差し戻す			
W Y 定型はW Y F			取り消して特許登録			
W Y A			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、 特許すべきものとする			
W Y B			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、 特許すべきものとする			
W Z 定型はW Z F			特許登録しない（前置又は当審で、拒絶理由）			
W Z A			補正却下を取り消す 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			
W Z B			補正却下を取り消さない 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除外・忌避、参加許否	特許異議の申立て
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下（準用 § 135）		決定却下（準用 § 135）
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下（準用 § 133 の 2）	決定却下	決定却下（準用 § 133 の 2）
XA	訂正を認める 審判請求を却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）					訂正を認める 申立てを却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）
Y	無効としない	訂正を認める（全部認容）			認める、許可する	特許を維持する
YA	訂正を認める 無効としない ※1			属する（申立て成立）		訂正を認める 特許を維持する
YAA	訂正を認める （全部認容） 無効としない ※2					訂正を全て認める 特許を維持する
YAB	訂正を認める （一部認容） 無効としない ※2					訂正を一部認める 特許を維持する
YB	訂正を認めない 無効としない			属する（申立て不成立）		訂正を認めない 特許を維持する
YC		訂正を認める（一部認容） ※3				
Z	無効とする（申立て全部成立）	訂正を認めない	特許登録しない		認めない、許可しない	特許を取り消す（申立て全部成立）
ZA	訂正を認める 無効とする（申立て全部成立） ※1		補正却下 を取り消す 査定理由の 拒絶すべき ものである	属さない（申立て成立）		訂正を認める 特許を取り消す （申立て全部成立）

ZAA	訂正を認める (全部認容) 無効とする(申立て全部成立) ※2				訂正を全て認める 特許を取り消す (申立て全部成立)
ZAB	訂正を認める (一部認容) 無効とする(申立て全部成立) ※2				訂正を一部認める 特許を取り消す (申立て全部成立)
ZB	訂正を認めない 無効とする(申立て全部成立)	補正却下 を取り消さない 査定の 理由に よすべ きも の である		属さない(申立て不成立)	訂正を認めない 特許を取り消す (申立て全部成立)
ZC	無効とする(申立て一部成立)				特許を取り消す (申立て一部成立)
ZD	訂正を認める 無効とする(申立て一部成立) ※1				訂正を認める 特許を取り消す(申立て一部成立)
ZDA	訂正を認める (全部認容) 無効とする(申立て一部成立) ※2				訂正を全て認める 特許を取り消す (申立て一部成立)
ZDB	訂正を認める (一部認容) 無効とする(申立て一部成立) ※2				訂正を一部認める 特許を取り消す (申立て一部成立)
ZE	訂正を認めない 無効とする(申立て一部成立)				訂正を認めない 特許を取り消す(申立て一部成立)

※1 訂正を一部認容する場合には、YA、ZA 又は ZD とする。(ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に請求された無効審判に限る。)

※2 平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された無効審判に用いる。

※3 平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された訂正審判に用いる。

(改訂 H27.10)

02-02.2 U 実用新案における審決の分類表

1. 事件の種類別（実用新案・審級の種類・審判などの種類）分類表 (H6. 1. 1～)

U . - () ○

第1桁		第2桁		第3～5桁	
U	実用新案	1	審判（判定を含む）		（無 効）
		2	_____	1 1 1	全部無効
		3	_____	1 1 4	全部無効（平成16年からの請求）
		4	_____	1 2 1	一部無効
		5	再 審	1 2 4	一部無効（平成16年からの請求）
		6	_____		
		7	_____	1 5	
		8	_____	1 6	
		9	そ の 他	2	判定
				3	_____
				4 1	
				4 2	_____
				4 3	
				4 9	
					（除斥・忌避）
				5 1	除斥
				5 2	忌避
				6	_____
				7	
				8	査定不服 （中間決定）
				9 1	参加許否の決定
				9 2	
				9 3	
				9 4	証拠保全の決定
				9 5	受継許否の決定

2. 判示事項別分類表

(1) 登録無効 (H6.1.1～)

U . — () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	実3条 (新規) 登録要件
1 1 1	1項1号 公 知
1 1 2	2号 公然実施
1 1 3	3号 刊行物記載
1 2	_____
1 2 1	2項 進歩性
1 3	柱書 物品
1 4	柱書 産業上利用性
1 5	柱書 発明者・出願人
1 5 1	実11条 共同出願
1 5 2	実37条1項5号 非考案者、無継承の登録実用新案
1 6	実3条の2
1 6 1	考案同一
1 6 2	考案者同一
1 6 3	出願人同一
2	実4条 登録を受けられない考案
2 1	_____
2 2	_____
2 3	_____
2 4	〃 公序、良俗、衛生
2 5	_____
2 6	_____
3	_____
3 1	_____
3 2	_____
3 3	_____
4	実7条 先願
5	その他
5 1	実2条の5、3項 外国人の権利の享有
	実37条1項3号 条約違反の登録実用新案
	実37条1項6号 登録後の条約違反
5 2	_____

分類	判 示 事 項	
	(明細書記載不備)	
5 3 1	実 5 条 4 項	詳細な説明の記載不備 (平成 7 年 6 月 30 日まで)
5 3 2		_____
5 3 3		_____
5 3 4	5 項 1、2 号 及び 6 項	請求の範囲の記載形式不備 (平成 7 年 6 月 30 日まで)
5 3 5	5 項 3 号及び 6 項	請求の範囲の記載形式不備 (平成 7 年 6 月 30 日まで)
5 3 6	4 項	詳細な説明の記載不備 (平成 7 年 7 月 1 日から)
5 3 7	6 項 1、2 及び 3 号	
5 3 8	6 項 4 号	請求の範囲の記載形式不備
5 5	実 2 条の 2、2 項	新規事項追加の補正
6		_____
6 1		_____
6 2		_____
6 3		_____
6 4		
6 4 1		
6 4 2		
6 4 3		_____
6 4 4		_____
6 4 5		
8 1		
8 1 1		
8 1 2		

(2) 判 定 (H6.1.1～)

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	同 一
2	利 用
9	そ の 他

(3) 別表 (審理一般の細分類) (H6.1.1～)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
0 1	請求書の表示、請求
0 2	利害関係、当事者適格、請求の利益
0 3	出願日、優先日、請求日
0 4	対象物
0 5	審理方式、審理手続
0 6	証拠
0 7	一事不再理
0 8	要旨認定
0 8 1	権利のもの
0 8 2	権利でないもの
0 9	その他
0 9 1	参加
0 9 2	異議

審理一般の分類定義又は例示(→02—03のIV)

3. 「結論」（審判の種類別）分類表

（実用新案）（H6.1.1～）

分類	審判などの種類別「結論」		
	無効	判定	除斥・忌避、 参加許否
X	審決却下	判定却下（§135）	決定却下
XX	決定却下	決定却下（§133）	
XA	訂正あり 審判請求を却下する（争いの請求項はすべて訂正により削除）		
Y	無効としない		認める、許可する
YA	訂正あり 無効としない	属する（申立成立）	
YB		属する（申立不成立）	
Z	無効とする（申立全部成立）		認めない、許可しない
ZA	訂正あり 無効とする（申立全部成立）	属さない（申立成立）	
ZB		属さない（申立不成立）	
ZC	無効とする（申立一部成立）		
ZD	訂正あり 無効とする（申立一部成立）		

（改訂 H22.11）

02—02.3 D

意匠における審決の分類表

1. 事件の種類別（意匠・審級の種類・審判の種類）分類表

(意 匠) D - () ○

第1桁		第2桁		第3～5桁	
D	意匠	1	審 判	1 1	(無 効)
		2	_____	1 1 3	(無 効) (注 a)
		3	_____	2	判定
		4	_____	3	_____
		5	再 審	4	_____
		6	_____		(除斥・忌避)
		7	_____	5 1	除斥
		8	_____	5 2	忌避
		9	そ の 他	6	_____
			7	補正却下決定不服	
			8	査定不服	
				(中間決定)	
			9 1	参加許否の決定	
			9 2	_____	
			9 3	補正却下の決定	
			9 4	証拠保全の決定	
			9 5	受継許否の決定	

(注 a) 平成16年1月1日以降に請求された無効審判について使用する。

2. 判示事項別分類表

(1) 無効、査定不服

(意匠)

D . - () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	意 3 条
1 1	
1 1 1	1 項 1 号
1 1 2	_____
1 1 3	1 項 2 号
1 2	
1 2 1	2 項
1 3	1 項柱書
1 4	
1 5	
	意 1 5 条（→特 3 8 条）
	意 1 7 条 4 号
	意 4 8 条 1 項 3 号
1 6	意 3 条の 2
2	意 5 条
2 1	_____
2 2	_____
2 3	_____
2 4	1 号
2 5	2 号
2 6	3 号
3	意 1 0 条
3 1	_____
3 2	_____
3 3	_____
4	意 9 条
5	その他
5 1	意 6 8 条 3 項 （→特 2 5 条）
	意 1 7 条 2 号
	意 4 8 条 1 項 2 号
	意 4 8 条 1 項 4 号
5 2	意 7 条
5 3	_____
6	意 8 条
6 1	_____
6 2	_____
6 3	_____

(2) 判定

(意匠)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	同 一 ・ 類 似
2	_____
9	そ の 他

(3) 補正却下不服、補正却下の決定

(意匠)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	函面（意匠の説明を含む）
2	物品（物品の説明を含む）

(4) 別表（審理一般の細分類）

(意匠)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
0 1	請求書の表示、請求
0 2	利害関係、当事者適格
0 3	出願日、優先日、請求日
0 4	対象物
0 5	審理方式、審理手続
0 6	証拠
0 7	一事不再理
0 8	要旨認定
0 8 1	権利のもの
0 8 2	権利でないもの
0 9	その他
0 9 1	参加
0 9 2	異議

3. 「結論」(審判の種類別)分類表

(意匠)

D . — () ○

分類	審判などの種類別「結論」				
	無効	査定不服	補正却下不服	判定	除斥・忌避、参加許否
W		取り消して差戻し	取り消す		
WY		取り消して登録			
WZ		登録しない(当審拒絶理由)			
X	審決却下	審決却下	審決却下	判定却下(§135)	
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下(§133)	決定却下
Y	無効としない				認める、許可する
YA				属する(申立成立)	
YB				属する(申立不成立)	
Z	無効とする	登録しない	取り消さない		認めない、許可しない
ZA				属さない(申立成立)	
ZB				属さない(申立不成立)	
ZC					

(改訂 H22.11)

02—02.4 T

商標における審決の分類表

1. 事件の種類別（商標、審級の種類、審判の種類）分類表

(商 標) T . — () ○

第1桁		第2桁		第3～5桁	
T	商標	1	審 判		(無 効)
		2	_____	1 1	全部無効
		3	_____	1 2	一部無効
		4	_____	1 3	更新登録無効(全部)(平成8年改正法前)
		5	再 審	1 4	更新登録無効(一部)(平成8年改正法前)
		6	_____	1 7	書換登録無効(全部)
		7	_____	1 8	書換登録無効(一部)
		8	_____	2	判定
		9	そ の 他		(取 消 し)
				3 1	全部取消
				3 2	一部取消
				4	_____
					(除 斥 ・ 忌 避)
				5 1	除斥
				5 2	忌避
					(登 録 異 議 の 申 立 て)
				6 5 1	全部申立
				6 5 2	一部申立
				7	補正却下決定不服
				8	査定不服
				8 1	書換査定不服
					(中 間 決 定)
				9 1	参加許否の決定
				9 2	登録異議についての決定(平成8年改正法前)
				9 3	補正却下の決定
				9 4	証拠保全の決定
				9 5	受継許否の決定

2. 判示事項別分類表

(1) 無効、査定不服、登録異議についての決定

(商 標)

T . - () O

分類	判 示 事 項
0	審理一般・(別表)
1	商3条一般 商標の登録要件
1 1	商3条1項1号 普通名称
1 2	商3条1項2号 慣用されているもの
1 3	商3条1項3号 産地、販売地、品質、原材料など
1 4	商3条1項4号 ありふれた氏、名称
1 5	商3条1項5号 簡単でありふれたもの
1 6	商3条1項6号 1号から5号以外のもの
1 7	商3条2項 使用による自他商品の識別力
1 8	商3条1項柱書 業務の記載、商標の使用(意思)
2	商4条一般 登録を受けられない商標
2 1	商4条1項1号 国旗、菊花紋章、勲章など
	商4条1項2号 条約国の紋章など
	商4条1項3号 国際機関の表示など
	商4条1項4号 赤十字の標章、記章など
	商4条1項5号 監督用、証明用の印章、記号など
	商4条1項6号 公益団体など営利を目的としないものの表示など
	商4条1項9号 博覧会の賞など
	商4条1項14号 種苗法による登録名称と同一又は類似
2 2	商4条1項7号 公序、良俗
2 2 2	商4条1項19号 不正目的の出願
2 3	商4条1項8号 他人の肖像、氏名、著名な芸名など
2 4	商4条1項13号 消滅後1年を経過しない他人の商標 (平成23年改正法前)
2 5	商4条1項10号 周知商標 一般
2 5 1	外観類似
2 5 2	称呼類似
2 5 3	観念類似
2 5 4	商品(役務)の類否
2 5 5	商標の周知

分類	判 示 事 項
2 6	商 4 条 1 項 1 1 号一般 他人の登録商標
2 6 1	外観類似
2 6 2	称呼類似
2 6 3	観念類似
2 6 4	商品（役務）の類否
2 6 5	商品と役務の類否
2 7	誤認混同一般
2 7 1	商 4 条 1 項 1 5 号 出所の混同
2 7 2	商 4 条 1 項 1 6 号 品質の誤認
2 8	商 4 条 1 項 1 2 号 他人の登録防護標章
2 9	商 4 条 1 項 1 7 号 ワイン・スピリッツの産地表示
3	商 7 条（平成 8 年 改正前） 連合商標
4	商 8 条 先願
5	商 5 1 条 2 項 悪意の使用により取り消された商標の再登録 商 5 3 条 2 項 使用権者の不正使用により取り消された商標の再登録
6	商 7 7 条 3 項 外国人の権利の享有 （→特 2 5 条）
	商 4 6 条 1 項 2 ～ 6 号 条約違反など、及び事後的無効事由
	商 1 5 条 1 項 2 号 条約違反など
7	商 2 1 条 1 項 更新登録
7 1	商 2 1 条 1 項 1 号 公益的不登録事由
7 2	商 2 1 条 1 項 2 号 登録商標の不使用
7 3	商 2 1 条 1 項 3 号 商標権者でない者の出願
7 4	商附則 1 3 条（平成 8 年法） 役務重複登録の更新
	同 1 7 条（同） 役務重複登録の更新無効

分類	判 示 事 項
8	商 6 4 条 防護標章
8 1	標章の同一
8 2	商品（役務）の混同
8 3	商標権者でない者の登録出願
8 4	条約違反
9	その他
9 1	商 6 条・一商標一出願
9 2	商 1 5 条 1 項 4 号 正当な権利者以外の代理人又は代表者による出願
9 3	商・附則 6 条 1 項 使用に基づく特例の適用
9 4 1	商 4 条 1 項 1 8 号他 立体商標
9 4 2	商 7 条 団体商標（地域団体商標を含む。）
9 4 5	商附則 8 条 1 項 小売商標の使用に基づく特例の適用（平成 1 9 年 4 月 1 日から）
9 5	商附則 6 条 書換登録
9 5 1	商附則 6 条 1 号 商附則 4 条 1 項の要件
9 5 2	商附則 6 条 2 号 商標権者でない者の申請

(2) 取消し

(商 標)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	商 5 0 条 不使用による取消し
1 1	商標の同一性
1 2	かけ込み使用を含めた商標の使用
2	
3	商 5 1 条 権利者の不正使用による取消し
3 1	商附則 1 0 条 （平成 3 年法）
4	商 5 2 条の 2 類似商標移転における混同による取消し
5	商 5 3 条 使用権者の不正使用による取消し
6	商 5 3 条の 2 正当な権利者以外の代理人又は代表者による登録の取消し

(3) 判 定
(商 標)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	同 一
2	
9	その他

(4) 補正却下決定不服・補正却下の決定
(商 標)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	商標（役務）
2	商 品

(5) 別表（審理一般の細分類）
(商 標)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
0 1	請求書の表示、請求
0 2	利害関係、当事者適格（権利濫用に関する判断）、請求の利益
0 3	出願日、優先日、請求日
0 4	対象物
0 5	審理方式、審理手続
0 6	証拠
0 7	一事不再理
0 8	要旨認定
0 8 1	権利のもの
0 8 2	権利でないもの
0 9	その他
0 9 1	参加
0 9 2	異議

3. 「結論」(審判の種類別)分類表

(商 標)

T — () ○

分類	審判などの種類別 「結 論」						
	無効 取消し	査定不服	補正却 下不服	判 定	除斥・忌避、 参加許否等	付与前 異 議	付与後 異 議
W		取り消し て差戻し	取り消 す				
WY		取り消し て登録				理由な し	
WZ		登録しな い(当審拒 絶理由)				理由あ り	
X	審決却下	審決却下	審 決 却 下	決定却下 (§135)			申立却下
XX	決定却下	決定却下	決 定 却 下	決定却下 (§133)	決定却下	申立て 却下	申立書却下
Y	無効としない 取り消さない				認める、許可 する		登録を維持
YA				属する(申立 て成立)			
YB				属する(申立 て不成立)			
Z	無効とする (請求全部成 立) 取り消す (請求全部成 立)	登録しな い	取り消 さない		認めない、許 可しない		登録を取消 (申立全部 取消)
ZA				属さない(申 立て成立)			
ZB				属さない(申 立て不成立)			
ZC	無効とする (請求一部成 立) 取り消す (請求一部成 立)						登録を取消 (一部取消、 一部維持)

(改訂 H21. 4)

02—02.5 P U D T

判決分類表

判決分類は、以下の分類表を使用して、審決分類の記載要領（→02—02、審決分類）に従って記載する。

1. 事件の種類別（特、実、意、商、その他の種類；審級の種類；裁判の種類）
分類表

(判 決) . — ()

第1桁 (特・実・意・商・その他)		第2桁 (審級の種類)		第3～5桁 (裁判の種類)	
P	特許	3	高裁出訴	0	裁判（注）
U	実用新案	4	上告		
D	意匠	5	_____	0 1	通常訴訟
T	商標	7	地裁出訴	0 2	行政訴訟（除く、審決取消）
E	その他			0 3	仮処分
				0 4	再審
				0 9	その他

（注）審決及び決定の取消訴訟判決にあつては、第3～5桁の「裁判の種類」には、特・実・意・商分類表「02—02（P U D T）」の第3～5桁「審判などの種類」を使用する。

〔例〕 P 3112・121—Z Z（G 11 B）

（特許全部無効審決維持の判決）

2. 判示事項別分類表（注1）

（判 決）

—（ ）

〔通常訴訟、仮処分、再審〕

〔行政訴訟〕

判示事項		判示事項	
0	審理一般（注2）	0	審理一般（注2）
1	権利範囲	1	処分取消
1 1	同一、類似	1 1	不受理処分取消
1 2	利 用	1 2	登録処分取消
1 9	そ の 他	2	不作為の違法確認
2	先使用		
3	差止請求権		
4	侵害とみなす行為		
5	推定		
5 1	損害額の推定		
5 2	過失の推定		
5 3	生産方法の推定		
6	信用回復の措置		
9	その他	9	その他

（注1） 審決取消訴訟判決の判示事項別分類は審決分類の該当分類を使用する。

（注2） 審理一般の細分類は審決分類の該当分類を使用する。

3. 「結論」（裁判の種類別）分類表

判決の「結論」の分類を付与するにあたって、前審（判）決を取り消す判決についてはWを、前審（判）決を維持する（請求棄却）の判決についてはZを、却下の場合はXをそれぞれ前審（判）決の「結論」分類の後に続けて記入する。

(1) 審決等取消訴訟関係「結論」

a 査定系審決（含む、決定）取消訴訟判決の例

審 決	高裁判決	最高裁判決		
請求不成立	審決取消 Z W W Z W	原判決取消	Z W W W Z W W	
		原判決維持	Z W Z W Z W Z	
		審決維持 Z Z W Z Z	原判決取消	Z Z W W Z Z W
			原判決維持	Z Z Z W Z Z Z

b 当事者系審決取消訴訟判決・決定の例

審 決	高裁判決・決定(注)	最高裁判決	
無効としない 訂正を認める 取り消さない	審決取消 Y W	原判決取消	Y W W
		原判決維持	Y W Z
	審決維持 Y Z	原判決取消	Y Z W
		原判決維持	Y Z Z
無効とする 取り消す 訂正を認めない 一部無効とする 一部取り消す	審決取消 Z W Z C W	原判決取消	Z W W Z C W W
		原判決維持	Z W Z Z C W Z
	審決維持 Z Z Z C Z	原判決取消	Z Z W Z C Z W
			原判決維持

(注) 平成15年改正特許法第181条第2項に規定される差戻し決定による審決取消については、審決の結論コードに「V」を付加し、YV、ZV、ZCVなどとする。

c 特許（商標登録）異議の申立てに係る取消決定取消訴訟判決の例

決 定	高裁判決	最高裁判決
取り消す 一部取り消す Z Z C	決定取消 Z W Z C W	原判決取消 Z W W Z C W W
		原判決維持 Z W Z Z C W Z
	決定維持 Z Z Z C Z	原判決取消 Z Z W Z C Z W
		原判決維持 Z Z Z Z C Z Z

(2) 通常訴訟、仮処分、再審判決「結論」

地裁判決		高裁判決		最高裁判決
侵害あり、 不正競争あり (申立成立)	Y A	原判決取消	Y A W	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Y A W W 高裁判決維持 Y A W Z
			Y A Z	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Y A Z W 高裁判決維持 Y A Z Z
	Y B	原判決取消	Y B W	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Y B W W 高裁判決維持 Y B W Z
			Y B Z	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Y B Z W 高裁判決維持 Y B Z Z
侵害あり、 不正競争あり (申立成立)	Z A	原判決取消	Z A W	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Z A W W 高裁判決維持 Z A W Z
			Z A Z	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Z A Z W 高裁判決維持 Z A Z Z
侵害なし、 不正競争なし (申立不成立)	Z B	原判決取消	Z B W	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Z B W W 高裁判決維持 Z B W Z
			Z B Z	<ul style="list-style-type: none"> 高裁判決取消 Z B Z W 高裁判決維持 Z B Z Z

(3) 行政事件訴訟判決「結論」
 (審決取消訴訟關係「結論」→3(1) a、b)

地裁判決	高裁判決	最高裁判決
処分取消	W W	高裁判決取消 W W W
		上告棄却 (高裁判決維持) W W Z
	W Z	高裁判決取消 W Z W
		上告棄却 (高裁判決維持) W Z Z
請求棄却	Z W	高裁判決取消 Z W W
		上告棄却 (高裁判決維持) Z W Z
	Z Z	高裁判決取消 Z Z W
		上告棄却 (高裁判決維持) Z Z Z

(改訂 H17.7)

02—03 P U D T

審決分類及び判決分類付与の指針

I 一 般

1. 審決などの「判示事項」の内容が2点以上にわたるときは、その主要点として論じられた事項についての分類を主分類とし、主要点のほか参考になる事項についての分類を副分類とする。

副分類は、主分類の「判示事項」に関する分類標数の下に併記する。

〔例1〕 P1112.121-Z (H04N) ……主分類
.02 ……副分類

〔例2〕 D 111.121-Z (L 4-2)
.03

2. ある分類項目が上位分類と下位分類とから構成されている場合、上位分類は、下位分類のいずれにも属さない事項のみを分類するために設けられている。
(注1) 分類すべき事項が1つの下位分類又は複数の下位分類にのみ該当するときは、上位分類を付与しない。
(注2) 分類を付与すべき事項が複数あり、そのうち、一の事項は下位分類に該当するが、他の事項は上位分類に該当するときは、その下位分類と上位分類を併記する。
3. 「審理一般0」の細分類の各項目の内容は、IVの表に掲げるとおりである。

II 審決分類

1. 各種中間決定における分類付与の注意
- (1) 補正却下の決定における「審判の種類」の分類標数は93であり、「結論」以外の分類のすべてを記入する。
〔例1〕 T193.1-(103)
〔例2〕 D193.2-(L 4-2)
- (2) 参加許否の決定及び受継許否の決定には、判示事項に関する分類は付与しない。参加許否の決定がされた事件の審決に分類標数を付与するときは、副分類として、091を併記する。
〔例〕 D191.-Z 決定
D111.11-Z (117) 審決
.091

前記各種決定の際に付与する審決及び決定分類を以下の表に例示する。

決定の種類	審決・決定別分類記載例
特許異議の申立てについての決定 (平成 27 年 4 月 1 日施行)	決定…… P1651.113-Y 決定…… P1652.121-Z
商標登録異議の申立てについての決定 (平成 9 年 4 月 1 日施行)	決定…… T1651.262-Y(011) 決定…… T1651.262-Z(040) 決定…… T1651.13-ZC(038) 決定…… T1652.272-ZD(030)
参加許否の決定	決定…… D191.-Z 決定…… D111.11-Z(17) .091
受継許否の決定	決定…… D195.-Z

2. 査定系審判において、原査定の拒絶理由を支持することはできないが、当審若しくは前置審査における拒絶理由又は前審における他の拒絶理由によって審判の請求は成り立たない旨の審決をする場合には、結論の分類として WZ を記入する。

3. 除斥、忌避事件の決定には判示事項に関する分類は付与しない。

[例] U151.-Y(D04H)

4. 「全部無効(取消し)」及び「一部無効(取消し)」に関する分類付与例

[例]

P1112.111-Z	(C07D)	全部無効の請求成立
P1122.111-Z	(C07D)	一部無効の請求成立
P1112.111-ZC	(C07D)	全部無効の請求一部成立
P1122.111-ZC	(C07D)	一部無効の請求一部成立
T131.1-Z	(4)	全部取消しの請求成立
T132.1-Z	(4)	一部取消しの請求成立
T131.1-ZC	(4)	全部取消しの請求一部成立
T132.1-ZC	(4)	一部取消しの請求一部成立

5. 判定事件における留意点

(1) 判定事件における「判示事項」のうち「利用」とは、例えば(イ)号のものの実施が本件権利の実施を要するか否かというように、権利の利用関係を論じた場合である。

(2) 判定事件において、対象物の双方が権利であって、両者の分類が同じときは、第2補助分類の末尾に=の記号を付記し、両者の分類が異なるときは、=のあとに他方の類付号を付記する。

[例]

- 分類を同じくする権利対権利の場合
P 12.2-YA (A01D=)
- 分類を異にする権利対権利の場合
P 12.1-ZB (D01H=B65H)

6. 「再審事件」の審決は、「審級の種類」の分類標数を5とする。

[例] ⑤5112.01-X (B01J)

7. 審判官が指定した審決分類又は判決分類は、審判長が確認する。

8. 審決分類の使用例

(1) 特許拒絶査定不服審判についての事例

ア 特許拒絶査定不服審判において、

(ア) 前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特 § 29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断した。

(イ) 前審の拒絶理由(特 § 29①三)では拒絶すべきでないと判断し、当審の拒絶理由(特 § 29②)で拒絶査定を維持する審決をした。

P18.121-WZB

.575

.121

イ 特許拒絶査定不服審判において、

(ア) 前審の拒絶理由(特 § 29の2)では拒絶すべきでないと判断し、当審で拒絶理由(最後、特 § 29①三)を通知したところ、補正書が提出されたが、当該補正を補正後の発明が特 § 29②により独立して特許を受けられないとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZ

.575

.121

ウ 特許拒絶査定不服審判において、

(ア) 前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特 § 29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断した。

(イ) 前審の拒絶理由(特 § 29の2)では拒絶すべきでないと判断し、当審で拒絶理由(最後、特 § 29①三)を通知したところ、補正書が提出されたが、補正により新規事項が追加されたとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113—WZB

. 575

. 121

エ 特許拒絶査定不服審判において、

(ア) 前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正により新規事項が追加されたとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断した。

P 18.121—WZB

. 561

オ 特許拒絶査定不服審判において、

(ア) 前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられ、当審は、当該補正後の発明が特 § 29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断に誤りがあったものと認め、却下を不適法と判断した。

(イ) 却下された補正後の発明を特許すべきものと認める旨の審決をした。

P 18.121—WYA

. 575

. 121

(2) 特許無効審判の事例

特許無効審判において、訂正請求を訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により認めず、特 § 29①三により、特許無効と審決した。

P 1112.113—ZB

. 841

(3) 訂正審判の事例

訂正審判において、訂正後の発明が特 § 29②により独立して特許を受けられないとの理由により、訂正を認めない審決をした。

P 141.856—Z

. 121

(4) 特許異議の申立ての事例

特許異議の申立てにおいて、訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により訂正を認めず、特 § 29②により、特許取消しの決定をした。

P 1651.121—ZB

. 841

9. 商標の場合、第2補助分類の記入内容と公報上の表示が異なる。

〔例〕 (103) → (3)、 (211) → (旧 11)

記入 公報 記入 公報

Ⅲ 判決分類

1. 判決において、2以上の結論がある場合は、それぞれの分類を併記する。
2. 審決取消訴訟に関する判決の「裁判の種類」及び「判示事項」の分類標数は、02—02 (P・U)、02—02 (D) 及び 02—02 (T) の「審判の種類」及び「判示事項」に従う。
3. 審決取消訴訟以外の行政訴訟に関する判決の「裁判の種類」の分類標数は、02である。
 [例] P 702.11—Z (C08L)
4. 判決の「結論」の分類は、前審(判)決の「結論」分類の後に続けて記入するが、この場合、「再審事件」の判決、審決、決定の「結論」分類には()を付す。
 [例1] U 3112.01—(X) Z (G11B)
 (再審事件の審決に対する出訴事件の高裁判決)
 [例2] U 3112.01—Z (X) (G11B)
 (審決取消訴訟に関する確定判決に対する再審事件の高裁判決)
 [例3] U 4112.01—Z (X) Z (G11B)
 ([例2]の高裁判決に対する上告事件の最高裁判決)
 [例4] P 704.01—(X) (G11B)
 (特許権侵害訴訟に関する確定判決に対する再審事件の地裁判決)
 [例5] P 301.01—(X) Z (G11B)
 ([例4]の地裁判決に対する控訴事件の高裁判決)
 (改訂昭60.3.30)
5. 産業財産権以外の関連判決(著作権関係判決、不正競争防止法関係判決など)の分類第1けたの「産業財産権などの種類」の分類標数は、Eである。

IV 審理一般の分類定義又は例示分類

分類	判示事項	定義又は例示	
0	審理一般		
01	申立書請求書の表示	料金不足；住所、氏名、権利番号などの相違；一定の申立てまたは理由の不備	
	請求	審判管轄事項以外の請求（例えば先使用権確認の請求）；代理権（例えば委任状の不備）	
02	利害関係当事者適格請求の利益	実施権者の無効審判請求；査定、審決を受けた者または権利共有者の一部の請求；前権利者または法人権利者の代表者個人を相手とする請求；権利消滅後の判定請求	
03	出願日、優先日請求日、申立日	出願日、優先日または請求日の認定；除斥期間または請求期間経過後の請求、異議申立期間経過後の申立て	
04	対象物	無効となった権利または出願中のものを対象とする請求；判定請求における（イ）号の不備、不明確、複数など；2個の権利を対象とする請求；補正書採否の形式的判断（08を参照）	
05	審理方式	審理の一般的方針ないし基準	ただし、01～04、06～08に分類されるものを除く
	審理手続	査定、審理手続の適法性	
06	証拠	証拠の採否、証拠調べ手続；実地検証、鑑定など	
07	一事不再理	一事不再理に関するもの	
08	要旨認定		
081	権利のもの	登録されて権利となったものの要旨認定	補正書採否の実質的判断（04を参照）；請求範囲として記載された事項以外のものについての判断
082	権利でないもの	出願中、または（イ）号の要旨認定	
09	その他	01～08に分類されない判示事項	
091	参加	各種の参加許否決定があったもの	
092	異議	各種の異議決定があったもの（平成7年12月までの異議の申立てのみ適用）	

(改訂 R2.12)